

# 入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 4 年 10 月 14 日

岩手県知事 達増 拓也

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県河川区域等表示システム改修業務
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約締結の翌日から 126 日間
- (4) 履行場所 盛岡市ほか

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加申請書を期限までに提出した者であること。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した河川台帳整備業務に関する同種業務又は同種工事について、平成 24 年 4 月以降実績を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所

- (1) 閲覧  
令和 4 年 10 月 14 日（金）午前 9 時から令和 4 年 10 月 24 日（月）午後 5 時まで
- (2) 閲覧方法  
設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、岩手県のホームページにおいて行う。

## 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札予定日時 令和 4 年 10 月 27 日（木）午前 9 時 30 分
- (2) 場 所 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県庁 12 階 特別会議室

## 5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札説明書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページで配布する。なお、入札参加希望者は、本業務に申請するときは、岩手県のホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

## 7 入札参加申請書の受付期限及び提出先

入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書を令和 4 年 10 月 24 日（月）午後 5 時までに 11 に示す提出先に持参又は令和 4 年 10 月 24 日（月）までに提出したことが証明若しくは確認できる送付方法により提出すること。

## 8 質問書の受付及び回答方法

設計書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意、FAX による提出可）により令和 4 年 10 月 24 日（月）午後 5 時までに 11 に示す問い合わせ先に提出すること。また、回答は、入札参加希望者に対し令和 4 年 10 月 25 日（火）までに FAX により送信する。

## 9 入札の方法等

- (1) 入札書は、4 の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) その他入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。

## 10 その他

- (1) 7 により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められたものに限り、入札に参加できるものとする。
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法 会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 条）第 100 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 入札参加申請書の提出及び問い合わせ先

郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県県土整備部河川課 流域治水担当  
電話番号 019-629-5905 FAX 019-629-5909

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 委託業務内容

- (1) 業務名 岩手県河川区域等表示システム改修業務
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から 126 日間
- (4) 履行場所 盛岡市ほか

## 2 入札参加資格

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加申請書を期限までに提出した者であること。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した河川台帳整備業務に関する同種業務又は同種工事について、平成 24 年 4 月以降実績を有する者であること。

## 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加希望者は、次の書類を令和 4 年 10 月 14 日（金）午前 9 時から令和 4 年 10 月 24 日（月）午後 5 時までの間に 9（2）の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### ア 競争参加資格を証明する書類

一般競争入札参加申請書に、平成 24 年度以降に国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した、河川台帳整備業務に関する同種業務又は同種工事の実績を証明するものとして、各機関と交わした契約書の写しを提出すること。

- (2) 岩手県知事は、入札参加希望者が提出した書類の確認を行い、その結果を、令和 4 年 10 月 25 日（火）までに通知するものとする。

なお、岩手県暴力団排除条例の施行に伴い、入札参加者から暴力団等を排除するため、暴力団等に該当するか否かについて、岩手県警察本部に照会する場合があること。

## 4 入札及び開札の日時及び場所等

令和 4 年 10 月 27 日（木）午前 9 時 30 分（場所：岩手県庁 12 階 特別会議室）

- (1) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) その他詳細は、一般競争入札心得によること。

#### 5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は、別添契約書(案)のとおりとする。

#### 7 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。  
4 (3) により、入札場から退去させられた者も、また同様とする。

#### 8 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和4年10月14日(金)午前9時から令和4年10月24日(月)午後5時までの間に書面により県土整備部河川課総括課長まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加希望者に対し令和4年10月25日(火)までにFAXにより送信する。

#### 9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県県土整備部河川課 流域治水担当  
電話番号 019-629-5905 FAX 019-629-5909